

松戸市立総合医療センターで見学・実習をする方へ

令和3年5月

松戸市立総合医療センター 医療安全局

見学・実習を受ける前および実施中は、毎日自己の体調確認をしてください。

以下のチェック項目に一つでも該当する場合は、当センターでの見学・実習を行わず、見学・実習担当者（医学生は教育研究センター）へ報告してください。

- 1週間以内に発熱（微熱を含む）があった（医師の診察を受けて通学に支障がないと判断された場合を除く）。
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状がある（医師の診察を受けて通学に支障がないと判断された場合を除く）。
- 他者への感染性を有する疾患のため、自宅療養を指示されている。
- 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある。（それらの方と家庭や職場内等で接触歴がある）
- 2週間以内に、COVID-19 確定患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある。

松戸市立総合医療センター（代） 047-712-2511